

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月12日

鴨川市長 長谷川 孝夫

#### 鴨川市告示第70号

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和4年鴨川市告示第103号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる要件のいずれにも該当する」を「次項に規定する」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 補助の対象とする住宅は、市内に存する住宅であって、補助対象設備ごとに別表第2に定める要件に該当するものとする。

第3条第1項各号列記以外の部分中「電気自動車等」を「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」に、「前条第1項に規定する住宅を」を「同項に規定する住宅を」に、「のいずれにも」を「及び補助対象設備ごとに別表第3に定める要件に」に、「第4号」を「第3号」に改め、「要件を除く。）」の次に「及び補助対象設備ごとに別表第3に定める要件」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「電気自動車等」を「電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）」に改め、「交付は」の次に「、導入する住宅において」を、「補助対象者」の次に「（共同補助リース事業者を除く。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「電気自動車等」を「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」に、「補助対象者（共同補助リース事業者を除く。次項において同じ。）」を構成員とする世帯1世帯」を「一の住宅」に改め、「1回」の次に「（個人により集合住宅の専有部分において利用する補助対象設備を設置する場合にあっては1戸につき1回、マンション管理組合により窓の断熱設備を設置する場合にあっては1棟につき1回）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯に属する者が補助対象設備を設置する場合は、この限りでない。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）を

した者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第4条中「別表第2」を「別表第4」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「補助対象設備の設置工事等」を「補助事業」に、「第2条第1項第6号ウ」を「別表第2家庭用燃料電池システム（エネファーム）の項住宅の要件の欄第3号、定置用リチウムイオン蓄電システムの項住宅の要件の欄第2号ウ又はV2H充放電設備の項住宅の要件の欄第2号ウ」に、「電気自動車等を導入する場合にあつては自動車検査証に新規に登録される前」を「その他の場合にあつては補助事業に係る工事等に着手する前」に改め、「書類」の次に「及び補助対象設備ごとに別表第5に定める書類」を加え、同条後段中「のうち」の次に「電気自動車等を導入する者は自動車検査証に新規に登録された後に、」を加え、「設置工事等に」を「工事等に」に、「、その設置工事等」を「その工事等」に改め、同条中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号及び第8号を削り、第9号を第4号とし、同条第10号中「履歴事項全部証明書」の次に「の写し」を加え、同号を同条第5号とし、同条第11号を同条第6号とする。

第8条各号列記以外の部分中「第2条第1項第6号ウ」を「別表第2家庭用燃料電池システム（エネファーム）の項住宅の要件の欄第3号、定置用リチウムイオン蓄電システムの項住宅の要件の欄第2号ウ又はV2H充放電設備の項住宅の要件の欄第2号ウ」に改め、「書類」の次に「及び補助対象設備ごとに別表第6に定める書類」を加え、同条中第2号から第8号までを削り、第9号を第2号とする。

第10条の表太陽熱利用システムの項を削る。

別表第1定置用リチウムイオン蓄電システムの項及び窓の断熱設備の項中「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同表太陽熱利用システムの項を削り、同表電気自動車の項中「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同表プラグインハイブリッド自動車の項中「電気」の次に「又は軽油・電気」を加え、同項第3号中「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同表V2H充放電設備の項中「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同表集合住宅用充電設備の項中「掲げる設備で」を「掲げる設備であつて」に、「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同表備考第1号中「こと。」の次に「(内窓の設置を含む。）」を加え、同表備考第2号中「一の居室」を「一室」に改め、「居住、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する」を削り、「又は勝手口ドア」を「、勝手口ドア又は玄関ドア」に、「改修の」を「改修を」に改め、同表備考に次の1号を加える。

(3) 共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下その他の居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助の対象とする。

別表第2窓の断熱設備の項補助対象経費の欄中「窓附属部材費」の次に「並びにガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費」を加え、同項補助金の額の欄を次のように改める。

- 1 補助対象設備を設置する住宅が別表第2窓の断熱設備の項住宅の要件の欄第2号ア又はイに該当する場合にあっては、8万円（補助対象経費の額に4分の1を乗じて得た額が8万円に満たない場合は、その額）
- 2 補助対象設備を設置する住宅が別表第2窓の断熱設備の項住宅の要件の欄第2号ウに該当する場合にあっては、8万円に窓の断熱設備の設置を行う戸数を乗じて得た額（補助対象経費の額に4分の1を乗じて得た額が8万円に窓の断熱設備の設置を行う戸数を乗じて得た額に満たない場合は、その額）

別表第2太陽熱利用システムの項を削り、同表電気自動車の項補助金の額の欄を次のように改める。

- 1 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合にあっては、15万円（補助対象経費の額が15万円に満たない場合は、その額）
- 2 住宅用太陽光発電設備を併設する場合にあっては、10万円（補助対象経費の額が10万円に満たない場合は、その額）

別表第2プラグインハイブリッド自動車の項補助金の額の欄を次のように改める。

- 1 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合にあっては、15万円（補助対象経費の額が15万円に満たない場合は、その額）
- 2 住宅用太陽光発電設備を併設する場合にあっては、10万円（補助対象経費の額が10万円に満たない場合は、その額）

別表第2集合住宅用充電設備の項補助金の額の欄を次のように改める。

- 1 住民のみが利用可能な場合にあっては、1基当たり50万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額（設備本体の購入費に係る国が実施する補助事業における補助金の額に3分の1を乗じて得た額が50万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額に満たない場合は、その額）
- 2 住民及び住民以外のものが利用可能な場合にあっては、1基当たり100万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額（設備本体の購入費に係る国が実施する補助事業における補助金の額に3分の2を乗じて得た額が100万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額に満たない場合は、その額）

別表第2を別表第4とし、別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第2条関係）

区分	住宅の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	次のいずれかに該当するものであること。 (1) 第3条第1項の補助対象者が所有し、及び居住する住宅であること。

	<p>(2) 第3条第1項の補助対象者が自己の居住の用に供するために新築する住宅であること。</p> <p>(3) 第3条第1項の補助対象者が自己の居住の用に供するために取得する住宅であって、補助対象設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置されたものであること。</p> <p>(4) 第三者が所有し、第3条第1項の補助対象者が居住する住宅であること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 第8条に規定する実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 第3条第1項の補助対象者が所有し、及び居住する住宅であること。</p> <p>イ 第3条第1項の補助対象者が自己の居住の用に供するために新築する住宅であること。</p> <p>ウ 第3条第1項の補助対象者が自己の居住の用に供するために取得する住宅であって、補助対象設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置されたものであること。</p> <p>エ 第三者が所有し、第3条第1項の補助対象者が居住する住宅であること。</p>
窓の断熱設備	<p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 窓の断熱設備の設置工事に着工する日の前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 第3条第1項の補助対象者が所有し、及び居住する住宅であること。</p> <p>イ 第三者が所有し、第3条第1項の補助対象者が居住する住宅であること。</p> <p>ウ 第3条第1項の補助対象者が管理する共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）であること。</p>
電気自動車等	<p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 第8条に規定する実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電することができること。</p> <p>(2) 第8条に規定する実績報告の日までに第3条第1項の補助対象者が居住する住宅であること。</p>

	<p>(3) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、第8条に規定する実績報告の日までにV2H充放電設備が設置されていること。</p>
V2H充放電設備	<p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 第8条に規定する実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 第3条第1項の補助対象者が所有し、及び居住する住宅であること。</p> <p>イ 第3条第1項の補助対象者が自己の居住の用に供するために新築する住宅であること。</p> <p>ウ 第3条第1項の補助対象者が自己の居住の用に供するために取得する住宅であつて、補助対象設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置されたものであること。</p> <p>エ 第三者が所有し、第3条第1項の補助対象者が居住する住宅であること。</p>
集合住宅用充電設備	<p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 既存のマンション等であり、設備がマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用することができるものであること。</p> <p>(2) 住民及び住民以外のものが充電設備を利用することができる場合の補助を受けようとするときは、第8条に規定する実績報告の日までに集合住宅用充電設備を設置するマンション等の敷地の外から住民以外のものが充電設備を利用することができる旨の表示がされた案内板を確認することができるものであること。</p>

別表第3（第3条関係）

区分	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備	<p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 第8条に規定する実績報告の日において、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p>

	<p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、その設置する設備と同種の補助対象整備について、自己又は同一世帯に属する者が廃止前の鴨川市住宅用省エネルギー設備設置事業補助金交付要綱（平成 25 年鴨川市告示第 123 号）又はこの告示に基づく補助を受けていないこと。</p> <p>(4) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する場合は、自己又は同一世帯に属する者が同種の県の補助を重複してを受けていないこと。</p>
窓の断熱設備	<p>1 補助対象設備を設置する住宅が別表第 2 窓の断熱設備の項住宅の要件の欄第 2 号ア又はイに該当する場合において、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 第 8 条に規定する実績報告の日において、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、その設置する設備と同種の補助対象整備について、自己又は同一世帯に属する者が廃止前の鴨川市住宅用省エネルギー設備設置事業補助金交付要綱又はこの告示に基づく補助を受けていないこと。</p> <p>2 補助対象設備を設置する住宅が別表第 2 窓の断熱設備の項住宅の要件の欄第 2 号ウに該当する場合において、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置するマンション等において、その設置する設備と同種の補助対象整備について、この告示に基づく補助を受けていないこと。</p>
電気自動車等	<p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 第 8 条に規定する実績報告の日において、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>(2) 補助対象設備を導入する住宅において、その導入する設備と同種の補助対象整備について、自己がこの告示に基づく補助を受けていないこと。</p>
集合住宅用充電設備	<p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。</p>

	<p>(2) 補助対象設備の設置について国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること。</p> <p>(3) 同一の工事において、設置する設備と同種の補助対象整備について、自己がこの告示に基づく補助を受けていないこと。</p>
--	---

別表第4の次に次の2表を加える。

別表第5（第5条関係）

区分	交付申請書の添付書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象設備の仕様が確認できる書類</li> <li>2 補助対象設備の位置等が確認できる図面</li> <li>3 補助対象設備の工事着工前の現況写真（住宅を新築する場合及び補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合を除く。）</li> </ol>
窓の断熱設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象設備の仕様が確認できる書類</li> <li>2 補助対象設備の位置等が確認できる図面（平面図及び立面図）</li> <li>3 補助対象設備の工事着工前の現況写真</li> <li>4 申請者がマンション管理組合である場合（当該マンション管理組合が法人格を有する場合を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し</li> <li>5 申請者がマンション管理組合である場合にあつては、マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証又は賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し</li> </ol>
電気自動車等	補助対象設備の仕様が確認できる書類
集合住宅用充電設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象設備の仕様が確認できる書類</li> <li>2 補助対象設備の位置等が確認できる図面</li> <li>3 補助対象設備の工事着工前の現況写真（住宅を新築する場合及び補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合を除く。）</li> <li>4 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し</li> <li>5 申請者が個人である場合にあつては、申請者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し</li> <li>6 申請者がマンション管理組合である場合（当該マンション管理組合が法人格を有する場合を除く。）にあつては、マン</li> </ol>

	<p>ション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し</p> <p>7 申請者がマンション管理組合である場合にあっては、マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証又は賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し</p>
--	---

別表第6（第8条関係）

区分	実績報告書の添付書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真</li> <li>2 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類</li> </ol>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真</li> <li>2 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類</li> <li>3 補助対象設備を設置する住宅が別表第2定置用リチウムイオン蓄電システムの項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し</li> </ol>
窓の断熱設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真</li> <li>2 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類（窓の性能を証明する書類の写しとしても差し支えないものとする。）</li> <li>3 補助対象設備を設置する住宅が別表第2窓の断熱設備の項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し</li> </ol>
電気自動車等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真）</li> <li>2 補助対象設備を設置する住宅が別表第2電気自動車等の項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し</li> <li>3 自動車検査証記録事項の写し</li> <li>4 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合は、V2H充放電設備を設置していることを証する書類の写し</li> </ol>
V2H充放電設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真</li> <li>2 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類</li> <li>3 補助対象設備を設置する住宅が別表第2V2H充放電設備の項住宅の要件第1号に該当することを証する書類の写し</li> </ol>
集合住宅用充電設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真</li> <li>2 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類</li> <li>3 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した実績報告書類一式の写し</li> </ol>

	<p>4 前項の実績報告に係る申請の額の決定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターに変更の申請をしている場合に限る。）</p> <p>5 住民及び住民以外のものが充電設備を利用することができる場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した住民以外のものが充電設備を利用することができる旨の表示がされた案内板及びその周囲の景観を確認できる写真</p>
--	--

別記第1号様式及び別記第1号様式の2を次のように改める。

別 記

第1号様式（第5条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

申請者 住所  
氏名 ⑩  
(団体の場合は、名称及び代表者名)  
電話番号

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請の概要

補助対象設備の種類	<p>該当するものにレ点を付けてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム）</p> <p><input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム</p> <p><input type="checkbox"/> 窓の断熱設備</p> <p><input type="checkbox"/> 電気自動車</p> <p><input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車</p> <p><input type="checkbox"/> V2H充放電設備</p> <p><input type="checkbox"/> 集合住宅用充電設備</p>
補助対象設備の設置等を行う住宅の所在地	鴨川市
交付申請額	円

補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備の設置等の形態	<p>該当するものに○印を付けてください。</p> <p>1 既存の住宅に補助対象設備を設置・導入する。</p> <p>2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。</p> <p>3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置・導入する。 (2、3の場合 入居予定 年 月)</p> <p>(注) 窓の断熱設備は、「1」に該当する場合のみ申請することができます。</p>
補助対象設備の設置等を行う住宅の所有者氏名	<p>(注) 集合住宅の専有部分を所有する場合は、その所有者氏名を記載してください。</p>
<p>※ 申請者と所有者が異なる場合は、下記に所有者の署名押印をお願いします。なお、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入のみを行う場合は、記載不要です。</p> <p>私は、私の所有する住宅に申請者が鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる設備等を設置・導入することについて、同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(氏名) <span style="float: right;">(印)</span></p> <p style="text-align: center;">(団体の場合は、名称及び代表者名)</p>	

## 2 添付書類

### 【共通】

- 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等（補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合にあっては当該経費の内訳が記載された売買契約書、補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあってはリース事業者が購入する設備の購入費又は工事費が確認できる書類及びリース契約書）の写し
- 補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書（別記第1号様式の3）
- 補助対象設備の設置等を行う住宅の位置図
- 市税等納付状況等調査同意書（別記第2号様式）
- 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し
- その他市長が必要と認める書類

### 【家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充放電設備】

- 補助対象設備の仕様が確認できる書類
- 補助対象設備の位置等が確認できる図面
- 補助対象設備の工事着工前の現況写真（住宅を新築する場合及び補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合を除く。）

**【窓の断熱設備】**

- 補助対象設備の仕様が確認できる書類
- 補助対象設備の位置等が確認できる図面（平面図及び立面図）
- 補助対象設備の工事着工前の現況写真
- 申請者がマンション管理組合である場合（当該マンション管理組合が法人格を有する場合を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- 申請者がマンション管理組合である場合にあつては、マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証又は賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し

**【電気自動車等】**

- 補助対象設備の仕様が確認できる書類

**【集合住宅用充電設備】**

- 補助対象設備の仕様が確認できる書類
- 補助対象設備の位置等が確認できる図面
- 補助対象設備の工事着工前の現況写真（住宅を新築する場合及び補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合を除く。）
- 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し
- 申請者が個人である場合にあつては、申請者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- 申請者がマンション管理組合である場合（当該マンション管理組合が法人格を有する場合を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- 申請者がマンション管理組合である場合にあつては、マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証又は賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し

## 別紙

## 補助対象設備の概要

## 1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名		
品名番号（発電ユニット）		
品名番号（貯湯ユニット）		
発電出力（kW）		
停電時自立運転機能の有無		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①—②		円
交付申請額		円

## 2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
パッケージ型番		
SII 登録年月日		年 月 日
蓄電容量（kWh）		
住宅用太陽光発電設備の有無		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設）
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①—②		円
交付申請額		円

## 3 窓の断熱設備

メーカー名		
SII/北海道環境財団登録番号		
製品名		
SII/北海道環境財団登録年月日		年 月 日
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
改修を行う戸数		※ マンション管理組合による申請の場合のみ記入してください。

	戸
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ③ (①—②)	円
補助所要額の4分の1の額 ③×1/4	円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額	円

#### 4 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V2H充放電設備の有無等		該当するものにレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 無
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①—②		円
交付申請額		円

#### 5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設)
電気自動車等		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設)
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ③ (①—②)		円
補助所要額の10分の1の額		円

③×1/10	(注) 1,000 円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額	円

6 集合住宅用充電設備

マンション等の名称		
マンション等の所在地		
メーカー名		
型式		
充電設備の住民以外の利用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
設置する充電設備の基数 (複数口の充電設備にあつては、その口数)		基(口)
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国が実施するクリーンエネルギー自動車 の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額 ②		円
(住民以外の利用ありの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車 の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の3分の2の額 ②×2/3 (住民以外の利用なしの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車 の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の3分の1の額 ②×1/3		円 (注) 1,000 円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額		円

備考 交付申請額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

第1号様式の2（第5条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書  
（補助対象設備の設置等をリースで行う場合）

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 リース事業者 住所  
名称  
代表者職・氏名 ⑩  
電話番号

リース先 住所  
氏名 ⑩  
（団体の場合は、名称及び代表者名）  
電話番号

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請の概要

補助対象設備の種類	該当するものにレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム） <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備 <input type="checkbox"/> 集合住宅用充電設備
補助対象設備の設置等を行う住宅の所在地	鴨川市
交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備の設置等の形態	該当するものに○印を付けてください。 1 既存の住宅に補助対象設備を設置・導入する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置・導入する。

	(2、3の場合 入居予定 年 月) (注) 窓の断熱設備は、「1」に該当する場合のみ申請することができます。
補助対象設備の設置等を行う住宅の所有者氏名	(注) 集合住宅の専有部分を所有する場合は、その所有者氏名を記載してください。
<p>※ 申請者（リース先）と所有者が異なる場合は、下記に所有者の署名押印をお願いします。なお、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入のみを行う場合は、記載不要です。</p> <p>私は、私の所有する住宅に申請者が鳴川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる設備等を設置・導入することについて、同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(氏名) <span style="float: right;">(印)</span></p> <p style="text-align: right;">(団体の場合は、名称及び代表者名)</p>	

## 2 添付書類

### 【共通】

- 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等（補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合にあっては当該経費の内訳が記載された売買契約書、補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあってはリース事業者が購入する設備の購入費又は工事費が確認できる書類及びリース契約書）の写し
- 補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書（別記第1号様式の3）
- 補助対象設備の設置等を行う住宅の位置図
- 市税等納付状況等調査同意書（別記第2号様式）
- 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し
- その他市長が必要と認める書類

### 【家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充放電設備】

- 補助対象設備の仕様が確認できる書類
- 補助対象設備の位置等が確認できる図面
- 補助対象設備の工事着工前の現況写真（住宅を新築する場合及び補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合を除く。）

### 【窓の断熱設備】

- 補助対象設備の仕様が確認できる書類
- 補助対象設備の位置等が確認できる図面（平面図及び立面図）
- 補助対象設備の工事着工前の現況写真

- 申請者がマンション管理組合である場合（当該マンション管理組合が法人格を有する場合を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- 申請者がマンション管理組合である場合にあつては、マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証又は賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し

**【電気自動車等】**

- 補助対象設備の仕様が確認できる書類

**【集合住宅用充電設備】**

- 補助対象設備の仕様が確認できる書類
- 補助対象設備の位置等が確認できる図面
- 補助対象設備の工事着工前の現況写真（住宅を新築する場合及び補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合を除く。）
- 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し
- 申請者が個人である場合にあつては、申請者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- 申請者がマンション管理組合である場合（当該マンション管理組合が法人格を有する場合を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- 申請者がマンション管理組合である場合にあつては、マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証又は賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し

## 別紙

## 補助対象設備の概要

## 1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名		
品名番号（発電ユニット）		
品名番号（貯湯ユニット）		
発電出力（kW）		
停電時自立運転機能の有無		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①—②		円
交付申請額		円

## 2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
パッケージ型番		
SII 登録年月日		年 月 日
蓄電容量（kWh）		
住宅用太陽光発電設備の有無		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設）
県の補助金との関係		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 県が実施する補助金の交付を重複して申請するものではありません。
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①—②		円
交付申請額		円

## 3 窓の断熱設備

メーカー名		
SII/北海道環境財団登録番号		
製品名		
SII/北海道環境財団登録年月日		年 月 日
事業期間	着工予定日	年 月 日

	完了予定日	年 月 日
改修を行う戸数		※ マンション管理組合による申請の場合のみ記入してください。 戸
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ③ (①—②)		円
補助所要額の4分の1の額 ③×1/4		円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額		円

#### 4 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名	
型式	
住宅用太陽光発電設備	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V2H充放電設備の有無等	該当するものにレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 無
所有者	氏名又は名称
	住所
使用者	氏名
	住所
使用の本拠の位置	
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ①—②	円
交付申請額	円

#### 5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設)	
電気自動車等	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設)	
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。	

国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ③ (①－②)	円
補助所要額の10分の1の額 ③×1/10	円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額	円

#### 6 集合住宅用充電設備

マンション等の名称	
マンション等の所在地	
メーカー名	
型式	
充電設備の住民以外の利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業期間	着工予定日 年 月 日
	完了予定日 年 月 日
設置する充電設備の基数 (複数口の充電設備にあつては、その口数)	基(口)
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国が実施するクリーンエネルギー自動車 の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等 導入促進補助金の額 ②	円
(住民以外の利用ありの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車 の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等 導入促進補助金の額の3分の2の額 ②×2/3 (住民以外の利用なしの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車 の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等 導入促進補助金の額の3分の1の額 ②×1/3	円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額	円

備考 交付申請額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

#### 別記第3号様式中

「

窓の断熱設備 円 を  
太陽熱利用システム 円

」  
「  
窓の断熱設備 円 に改める。  
」

別記第5号様式及び別記第5号様式の2を次のように改める。  
第5号様式（第8条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業実績報告書

年 月 日

(宛て)  
鴨川市長

報告者 住所  
氏名 ㊞  
(団体の場合は、名称及び代表者名)  
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった補助事業が完了したので、鴨川市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円  
2 工事完了日 年 月 日  
※ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入にあつては、自動車検査証に記載された登録年月日又は交付年月日を記載すること。

3 事業結果

(1) 家庭用燃料電池システム (エネファーム)

製造者名	
品名番号 (発電ユニット)	
品名番号 (貯湯ユニット)	
発電出力 (kW)	
停電時自立運転機能の有無	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有
工事完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円

補助所要額 ①－②	円
交付決定額	円

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	
パッケージ型番	
SII 登録年月日	年 月 日
蓄電容量 (kWh)	
工事完了日	年 月 日
住宅用太陽光発電設備の有無	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有 (□新設 □既設)
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ①－②	円
交付決定額	円

(3) 窓の断熱設備

メーカー名	
SII/北海道環境財団登録番号	
製品名	
既存住宅への設置	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □ 設備の設置工事の着工日は、設置する住宅の建築工事完了日以降である。
SII/北海道環境財団登録年月日	年 月 日
工事完了日	年 月 日
改修を行った戸数	※ マンション管理組合による実績報告の場合のみ 記入してください。 戸
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ③ (①－②)	円
補助所要額の4分の1の額 ③×1/4	円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付決定額	円

(4) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名	
型式	
登録年月日/交付年月日	年 月 日
住宅用太陽光発電設備	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有 (□新設 □既設)

		□発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V2H充放電設備の有無等		該当するものにレ点を付けてください。 □有 (□新設 □既設) □無
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①-②		円
交付決定額		円

(5) V2H充放電設備

メーカー名	
型式	
住宅用太陽光発電設備	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有 (□新設 □既設)
電気自動車等	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有 (□新設 □既設)
工事完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ③ (①-②)	円
補助所要額の10分の1の額 ③×1/10	円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付決定額	円

(6) 集合住宅用充電設備

マンション等の名称	
マンション等の所在地	
メーカー名	
型式	
充電設備の住民以外の利用	□有 □無
工事完了日	年 月 日
設置した充電設備の基数 (複数口の充電設備にあつては、 その口数)	基 (口)
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。

<p>国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額 ②</p>	<p>円</p>
<p>(住民以外の利用ありの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の3分の2の額 ②×2/3 (住民以外の利用なしの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の3分の1の額 ②×1/3</p>	<p>円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。</p>

#### 4 添付書類

##### 【共通】

- 補助対象設備の設置等に要する経費に係る支払を証する書類及び内訳書の写し  
(補助対象設備の設置等をリースで行う場合を除く。)
- その他市長が必要と認める書類

##### 【家庭用燃料電池システム (エネファーム)】

- 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類

##### 【定置用リチウムイオン蓄電システム】

- 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- 補助対象設備を設置する住宅が別表第2定置用リチウムイオン蓄電システムの項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し

##### 【窓の断熱設備】

- 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類 (窓の性能を証明する書類の写しとしても差し支えないものとする。)
- 補助対象設備を設置する住宅が別表第2窓の断熱設備の項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し

##### 【電気自動車等】

- 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真 (保管場所において撮影した写真)
- 補助対象設備を設置する住宅が別表第2電気自動車等の項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し
- 自動車検査証記録事項の写し

- 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合は、V2H充放電設備を設置していることを証する書類の写し

**【V2H充放電設備】**

- 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- 補助対象設備を設置する住宅が別表第2 V2H充放電設備の項住宅の要件第1号に該当することを証する書類の写し

**【集合住宅用充電設備】**

- 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した実績報告書類一式の写し
- 上記の実績報告に係る申請の額の決定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターに変更の申請をしている場合に限る。）
- 住民及び住民以外のものが充電設備を利用することができる場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した住民以外のものが充電設備を利用することができる旨の表示がされた案内板及びその周囲の景観を確認できる写真

第5号様式の2（第8条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業実績報告書  
（補助対象設備の設置等をリースで行う場合）

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

報告者 リース事業者 住所  
名称  
代表者職・氏名 ⑩  
電話番号

リース先 住所  
氏名 ⑩  
（団体の場合は、名称及び代表者名）  
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった補助事業が完了したので、鴨川市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 工事完了日 年 月 日

※ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入にあつては、自動車検査証に記載された登録年月日又は交付年月日を記載すること。

3 事業結果

（1）家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名	
品名番号（発電ユニット）	
品名番号（貯湯ユニット）	
発電出力（kW）	
停電時自立運転機能の有無	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有
工事完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ①－②	円

交付決定額	円
-------	---

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	
パッケージ型番	
SII 登録年月日	年 月 日
蓄電容量 (kWh)	
工事完了日	年 月 日
住宅用太陽光発電設備の有無	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設)
県の補助金との関係	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 県が実施する補助金の交付を重複して申請するものではありません。
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ①-②	円
交付決定額	円

(3) 窓の断熱設備

メーカー名	
SII/北海道環境財団登録番号	
製品名	
既存住宅への設置	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 設備の設置工事の着工日は、設置する住宅の建築工事完了日以降である。
SII/北海道環境財団登録年月日	年 月 日
工事完了日	年 月 日
改修を行った戸数	※ マンション管理組合による実績報告の場合のみ 記入してください。 戸
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ③ (①-②)	円
補助所要額の4分の1の額 ③×1/4	円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付決定額	円

(4) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名	
型式	
登録年月日/交付年月日	年 月 日

住宅用太陽光発電設備	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車等に充電できる。	
V2H充放電設備の有無等	該当するものにレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 無	
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①-②		円
交付決定額		円

(5) V2H充放電設備

メーカー名	
型式	
住宅用太陽光発電設備	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設)
電気自動車等	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設)
工事完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ③ (①-②)	円
補助所要額の10分の1の額 ③×1/10	円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付決定額	円

(6) 集合住宅用充電設備

マンション等の名称	
マンション等の所在地	
メーカー名	
型式	
充電設備の住民以外の利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
工事完了日	年 月 日
設置した充電設備の基数 (複数口の充電設備にあっては、その口数)	基 (口)

補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額 ②	円
(住民以外の利用ありの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の3分の2の額 ②×2/3 (住民以外の利用なしの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の3分の1の額 ②×1/3	円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。

#### 4 添付書類

##### 【共通】

- 補助対象設備の設置等に要する経費に係る支払を証する書類及び内訳書の写し  
(補助対象設備の設置等をリースで行う場合を除く。)
- その他市長が必要と認める書類

##### 【家庭用燃料電池システム (エネファーム)】

- 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類

##### 【定置用リチウムイオン蓄電システム】

- 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- 補助対象設備を設置する住宅が別表第2定置用リチウムイオン蓄電システムの項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し

##### 【窓の断熱設備】

- 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類 (窓の性能を証明する書類の写しとしても差し支えないものとする。)
- 補助対象設備を設置する住宅が別表第2窓の断熱設備の項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し

##### 【電気自動車等】

- 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真 (保管場所において撮影した写真)
- 補助対象設備を設置する住宅が別表第2電気自動車等の項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し

- 自動車検査証記録事項の写し
- 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合は、V2H充放電設備を設置していることを証する書類の写し

**【V2H充放電設備】**

- 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- 補助対象設備を設置する住宅が別表第2 V2H充放電設備の項住宅の要件第1号に該当することを証する書類の写し

**【集合住宅用充電設備】**

- 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した実績報告書類一式の写し
- 上記の実績報告に係る申請の額の決定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターに変更の申請をしている場合に限る。）
- 住民及び住民以外のものが充電設備を利用することができる場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した住民以外のものが充電設備を利用することができる旨の表示がされた案内板及びその周囲の景観を確認できる写真

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度以後の年度分の補助金について適用する。